

もたらした最大の要因の一つがこの改革であるといわれているし、全国社会保険金庫の赤字幅も年々増加の一途をたどっている。スライドに用いる最低賃金の伸びは平均賃金の伸びを上回り、平均賃金が1%上昇するたびに年金は1.2%の割合で上昇し、また生計費指数の1%の上昇に対し年金は1.5%の割合で上昇するとの批判もある。

さまざまな批判の中で、年金制度の費用を抑制するための各種の方途も検討されているが、1976年末には、年金の一部を5年据置の利付政府債で支給することを定めた法が制定されている。すなわち、年8百万リラ以上の所得のある者には、年金スライド分のうち定額上乗せ部分の全額が、年収6～8百万リラの者についてはその半額が、1976年10月より1978年4月末までについて、政府債の形で支払われることになった。ただし平均的な年金額は、1976年で年百万リラ強ということであるから、大多数の年金受給者はこの措置の影響を受けないものと考えられる。

Frank B. McArdle, Italy's Indexing, Minimum Benefits, and Penson Reform, Social Security Bulletin, Aug. 1978, Vol. 41, No. 8, pp. 27-31.

(一円光弥 国立公衆衛生院)

未成年者禁酒年齢

18歳にすべきか否か

(アメリカ)

いまアメリカの州の法律では飲酒がゆるされる年齢はまちまちで、18歳、19歳あるいは21歳となっている。1970年代の前半は、この年齢制限は21歳からだ

んだん若い方にあげられてきた。18歳から飲酒してもいいというような州がでてきたのである。しかし、いまそれについて新しい違った方向が検討されている。オールター・ヒーゲンス上院議員によると、「もうこの国では高校生の75%は飲酒を公然とみとめられている」。また、ミシガン大学のリチャード・ダグラス教授によると、「若い自動車運転者の交通事故のほとんどは酒酔い運転である。行政はどうしてこのようなことを公認するのか」。エレーナ・カンポー・バーソー下院議員いわく、「どの町もティーンエージャーの酒のみ問題は頭の痛い問題である。18歳から飲酒をみとめるというのは、子どもたちに自殺のライセンスをやるようなものだ」。このように、法律上の飲酒年齢制限の問題をめぐっては、さまざまな意見がだされている。カリホルニア州では、このような批判的な意見とはまた別に、飲酒可能年齢を21歳から19歳に変更した。同様の動きはペニシルバニア州でもみられる。こういう一種の自由化のなかで出てきた問題は、やはり飲酒運転の問題である。1977年アメリカ全体の自動車事故による死亡4,657人のうち3,932人は、15歳から20歳にかけての酔っぱらい運転であった。このような死亡に至らない酒酔い運転の統計としては、1976年アメリカ全体で約11万人の若者たちが、その酒酔い運転のために検挙された。そのうち50人は10歳の子どもたちであった。たしかに飲酒を21歳から上とするとところに問題はなくもないのですが、例えば21歳と定めているために、1976年のデータによると、この飲酒禁止法をおかして警察につれていた子どもたちは、全国で20万人を数えていた。子どもたちの間での飲酒の一般化とこの法律的制限というものとの間に大きなそごや矛盾が生じてきていることは事実である。しかし、一つの議論は、それでは、その18歳に下げれば問題が解決するか、という問題である。もしもこれを18歳にさげた場合、さらに15歳の子ども、14歳の子ども、13歳の子どもが、もっともっとアルコールを摂取するという傾向を増長することになる。こういう見方が学校関係者から出されている。事実、すでにアメリカでは飲酒の問題は高校や中学校でなくて、すでに小学生の間の問題になってきているからである。

飲酒年齢をもう少し若くしてもいいという自由化の主張を暗黙裡に了承する立場としては、当然ながら酒造産業業界の利益の問題がある。たとえば、アメリカのある酒造協会のようなところでは、年齢制限をゆるめても、その州の飲酒料が増加したというデータはないとか、あるいは親たちのなかでも、飲酒よりも、この国でもっと大きい問題は、麻薬、マリファナ等の問題だというような主張をする人がいる。

うちの子がマリファナや麻薬にしたしむよりは、酒でとどまっているということで安堵の胸をなでているという親がいなくはない。政治家のなかでも、すでにアメリカでは18歳、20歳となれば、いろんなことが判断でき、軍隊にも入隊できる年齢である。そこでビールもワインも禁止するというのは実情に合わないではないかというような意見もあったりする。

しかし、アメリカ全体のいくつかの動きを事実としてみると、すでにアメリカ連邦は、酒についての有害表示を検討し出しているし、酒造業界もまた自主的に度の強い酒を、ラジオやテレビ、あるいはマンガ雑誌上で広告することは自発的にやめている。同じように、これら酒造業界は年間数100万ドルを通じて若い層の飲酒に対する衛生教育についての広報活動をはじめているというのが事実である。

日本では、はたしてどのような議論と、実行が現在なされているのであろうか。飲酒と若年者の事故防止、健康な心身の発達の問題は、古くて新しいテーマである。

U. S. News & World Report 9月18日，1978年

(前田信雄 国立公衆衛生院)

この「貧しき」弁護士たち

(アメリカ)

1978年11月13日付の U. S. ニューズ・アンド・ワールド・レポートの編集者マルビン・ストーンは、アメリカの法曹界の現状について、つぎのような短い論稿を書いている。

いまままで何回となく、弁護士費用の高騰に対しての批判がこの国でだされてきた。また肥大化する法曹界の力というものについての警戒も警告もいわれてきた。地域的いろいろな運動もなされてきているし、連邦レベルでのこういった問題についての改革を呼びかける動きもできている。市民のなかにも法曹界の力の行き過ぎに対する警告がなされ、つぎのような標語によるグループが形成されてきている。HALT (Help Abolish Legal Tyranny) 「法曹専制を打ちやぶる会」。

弁護士は、たしかに必要である。社会的に有用な役割を果している。しかし、過ぎたるは及ばざるがごとしである。法曹の人たちは法律を作り、法律を管理し、法律で訴訟を起こす。それが一つの業務としてなり立つものである。あなたが訴訟費用を少しだけ出せない場合は、その結果については、必ずしも明るい見通しを持てない。あなたがもし充分な裁判費用を持つ場合には、その結果については一定の満足を得られる結果がもたらされよう。

いまアメリカでは国民500人に1人の割合で弁護士がいる。つまり、全国で合せてみると約50万人。1974年のこの国の医師・歯科医師合せた数46万人。これを越えるという膨大な弁護士王国である。ワシントンD・Cは、弁護士の住む町、弁護士たちの集る市だといわれる。著名な裁判官いわく、「この社会は飢えたうじのような弁護士たちの群れによって走らされ動かされつつある」。